

# 岐阜県における広域受援 の考え方について

「受援」とは…

大規模災害発生時に、国・他県等からの応援を受け入れること

平成23年5月25日

岐阜県震災対策検証委員会  
広域受援分科会

# 大規模災害発生時の受援

地震をはじめとした大規模災害が発生した場合、

**緊急消防援助隊(消防)**、**広域緊急援助隊(警察)**、**自衛隊派遣部隊**が被災地に集結し、救助活動をはじめとした応急活動を実施します。

個人の備蓄、市町村・県の備蓄によっても物資が不足する場合、県は協定先や国、全国知事会に対して**支援物資**を要請します。

DMATや医療救護班が被災地外から派遣され、被災地内では十分な治療を受けられない重傷患者を、被災地外の災害拠点病院等へ搬送します(**広域医療搬送**)。

社会福祉協議会などが「災害ボランティアセンター」を設置し、被災地のニーズと**災害ボランティア**のマッチングを行います。

大規模災害時における医療救護に関する医療チームの広域受援体制については、「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」に基づきます(検証委員会では「災害医療分科会」で検討します)



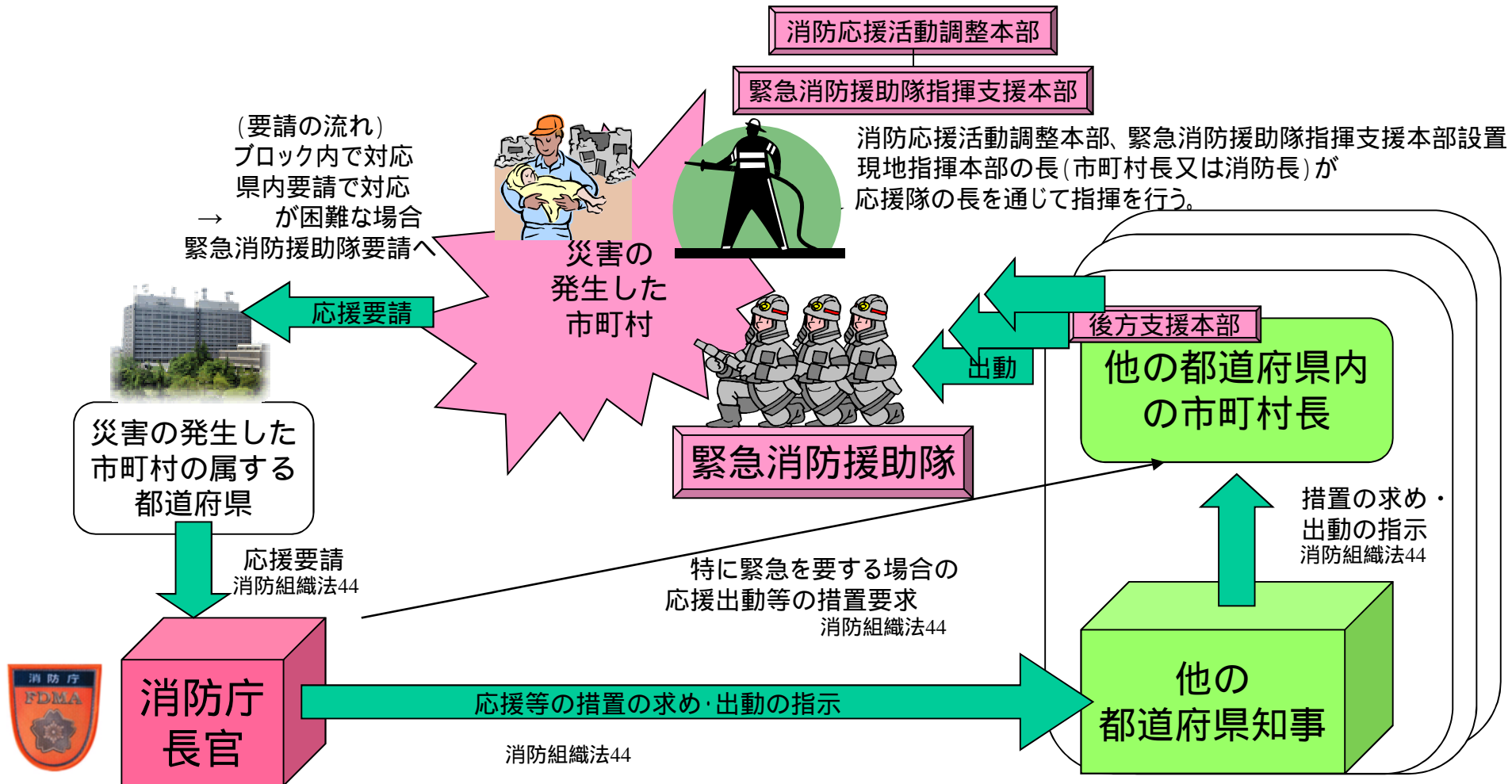
# 大規模災害発生時の消防機関の全国的応援の仕組み

## 緊急消防援助隊の概要

広域緊急体制の充実強化を目的に法制化されたもので、被災地の消防活動等を支援するため、全国の消防機関が応援に駆けつける仕組みです。

(平成23年4月1日現在、全国から4,354隊が登録(うち、岐阜県78隊)。

平成25年までに4,500隊規模に増強することを目標としています(うち、岐阜県目標102隊))

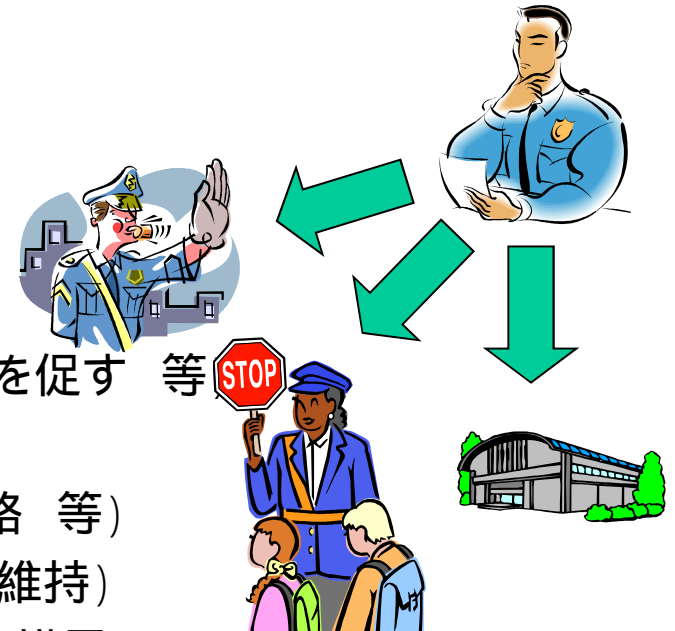


# 大規模災害発生時の警察の業務

警察官の大規模災害時の主な活動内容  
(岐阜県警察大震災警備実施計画・実施要領より抜粋:岐阜県警察本部)

## 警察の災害諸活動

- (1)被害状況の調査及び情報の収集
- (2)避難措置(情勢判断、避難の指示・指導、避難誘導)
- (3)救出、救護
- (4)警戒区域の設定
- (5)二次被害の防止(調査班の編成、避難勧告等の発令を促す等)
- (6)行方不明者の搜索及び迷子等の保護
- (7)地域安全活動(被災家屋を最重点とした特別巡回連絡等)
- (8)不法事案等の予防及び取締り(被災地の社会秩序の維持)
- (9)保安措置(銃砲刀剣類、危険物、運搬危険物に対する措置)
- (10)各種相談等への対応(災害相談所の設置)
- (11)広報活動及び報道対応(県警備本部・県災害対策本部・市町村災害対策本部との連携の上実施)
- (12)検視(死体処理の統制指揮、死体数又は地域に応じた検視隊の派遣並びに検案医師の派遣調整)

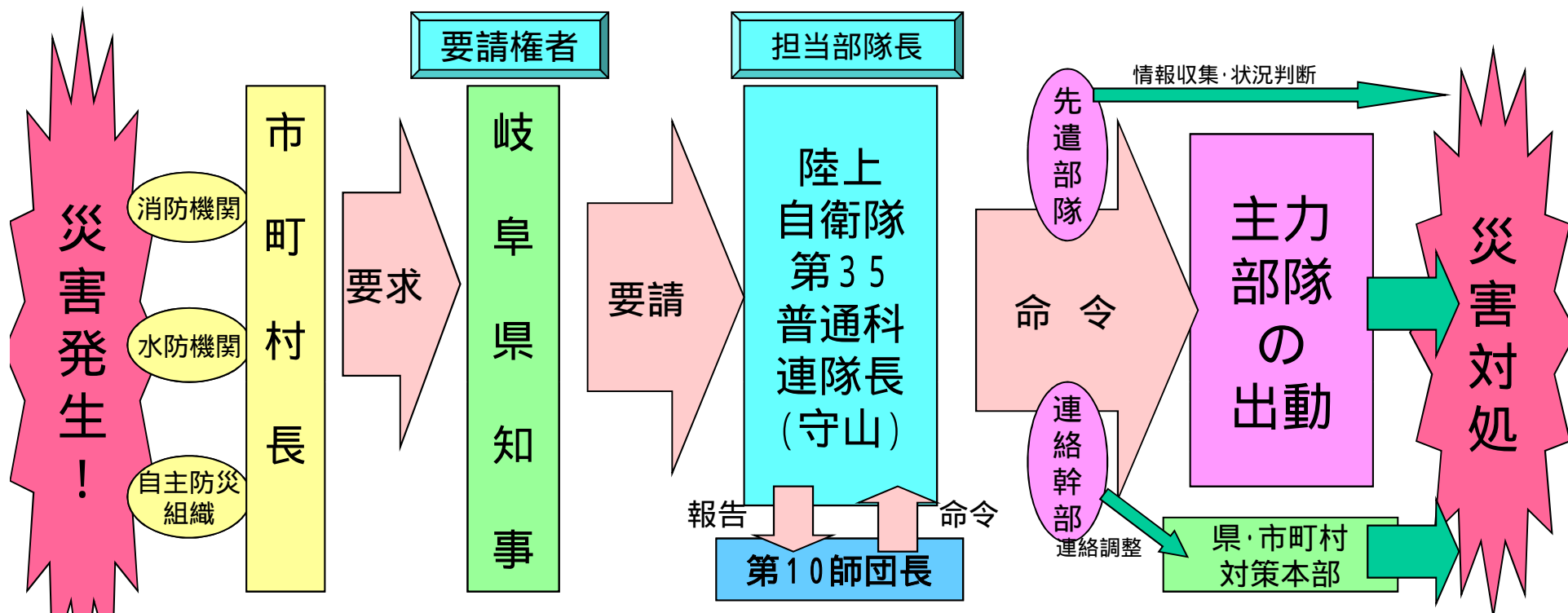


# 大規模災害時の自衛隊の災害派遣の仕組み

災害派遣要請

受理の審査

災害派遣



## 市町村の責務： 災害対応の一次的責任主体

・市町村は、**基礎的な地方公共団体**として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災計画を作成し、これを実施する責務を有する。  
・**消防機関、水防団、自主防災組織の充実を図り**、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めなければならない(災対法第5条)

## 県の責務： 災害対応の 広域的総合調整機関

市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、**総合調整を行う責務**を有する(災対法第4条)

## 自衛隊の任務 「我が国の防衛」 「公共の秩序の維持」 (治安活動・災害派遣)

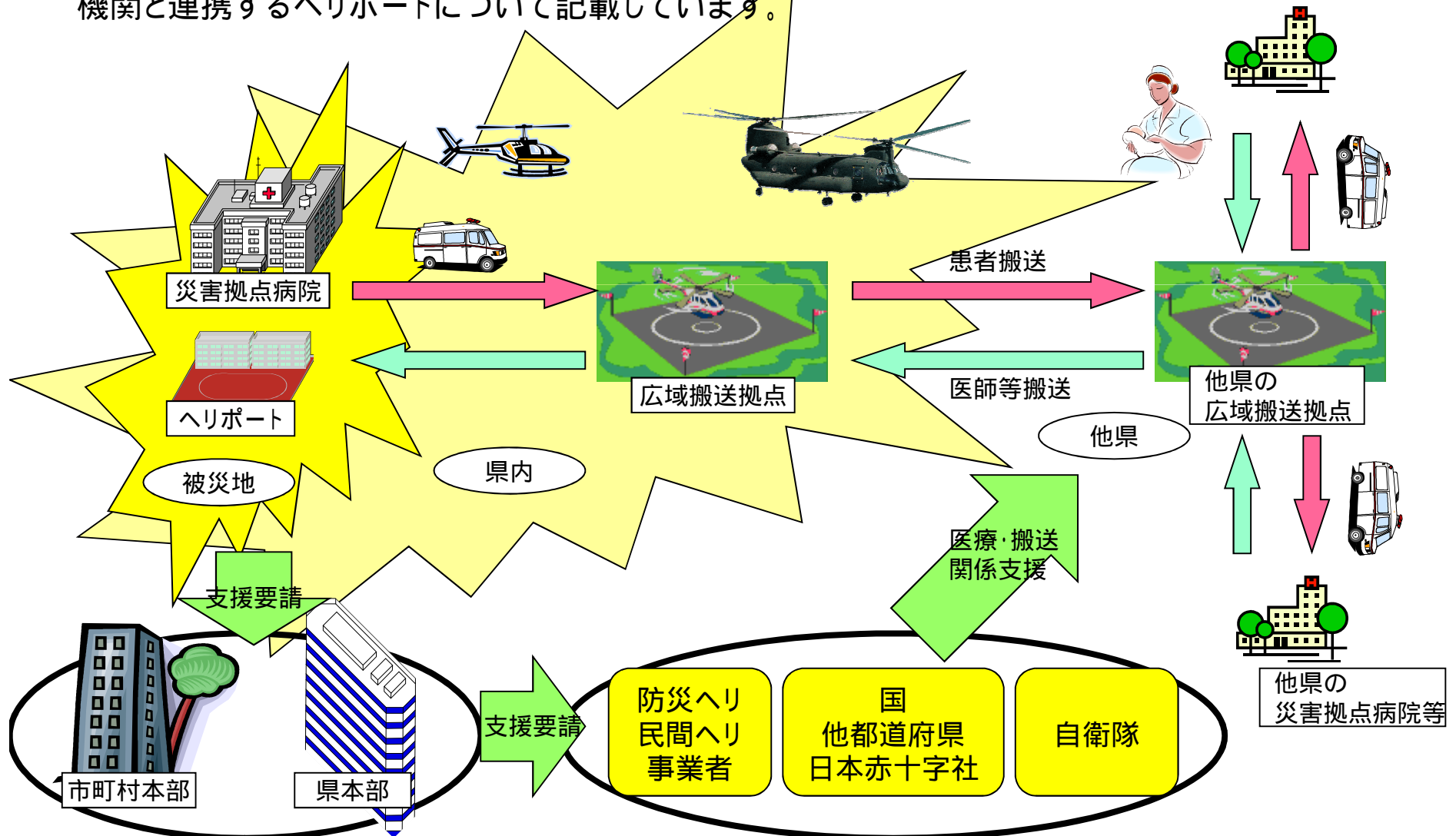
自衛隊災害派遣の3原則  
**公共性**：公共の秩序を維持するため、人命及び財産を社会的に保護する必要があること。  
**緊急性**：さし迫った必要性があること  
**非代替性**：自衛隊以外に他に適切な手段がないこと

自衛隊の災害派遣のケース  
都道府県知事の要請に基づく派遣(原則)(自衛隊法第83条)  
要請を待たないで派遣する自主派遣(自衛隊法第83条)  
防衛庁の施設又は近傍に災害が発生した場合の派遣(近傍派遣)(自衛隊法第83条)  
地震防災派遣(自衛隊法第83条の2)  
原子力災害派遣(自衛隊法第83条の3)

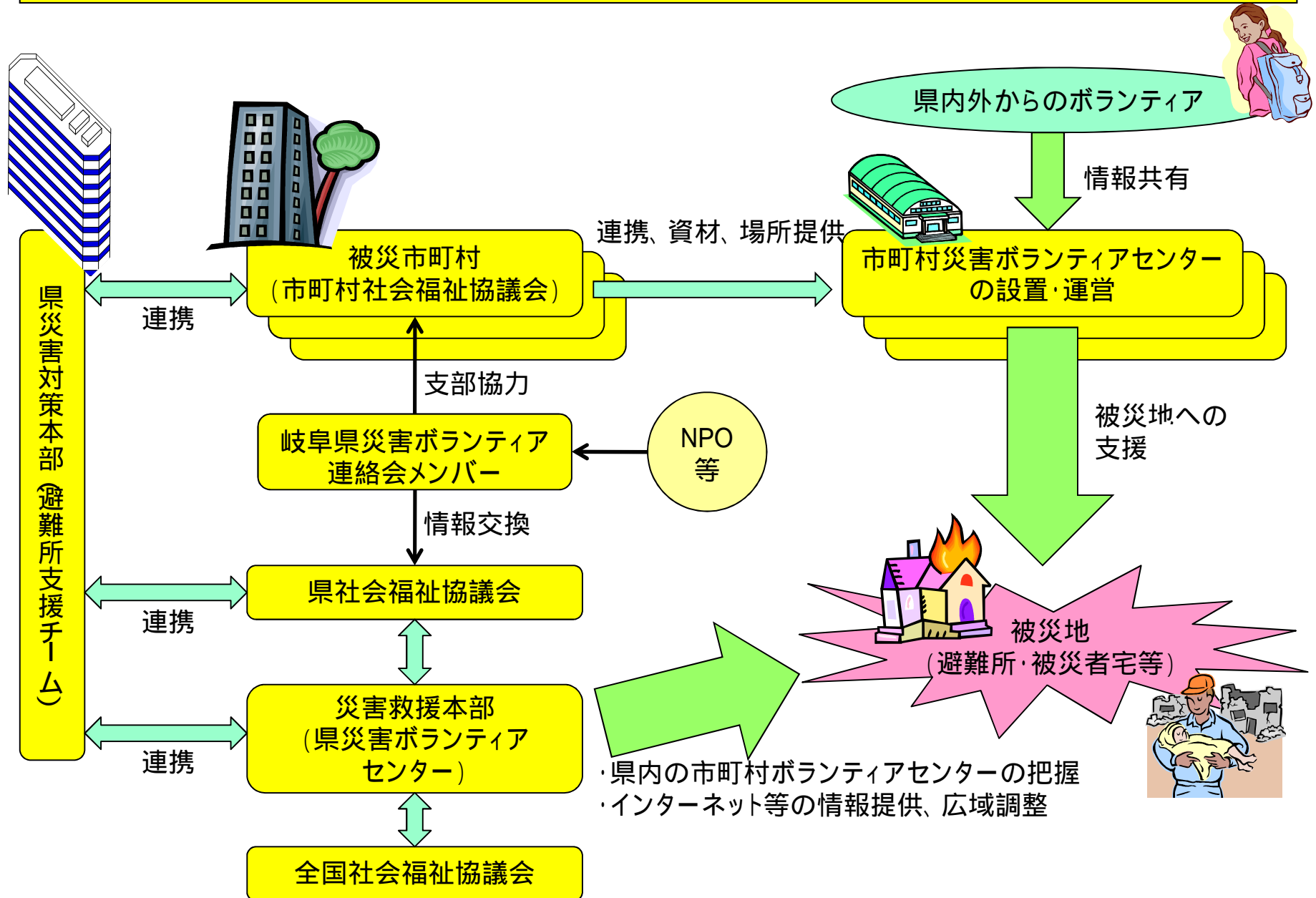
# 医療救護搬送のイメージ

大規模災害時において、医療機関の被災等により、被災地内では十分な治療を受けられない重篤患者を、被災地外の医療機関へ搬送し救命する広域医療搬送については「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」を定めています。

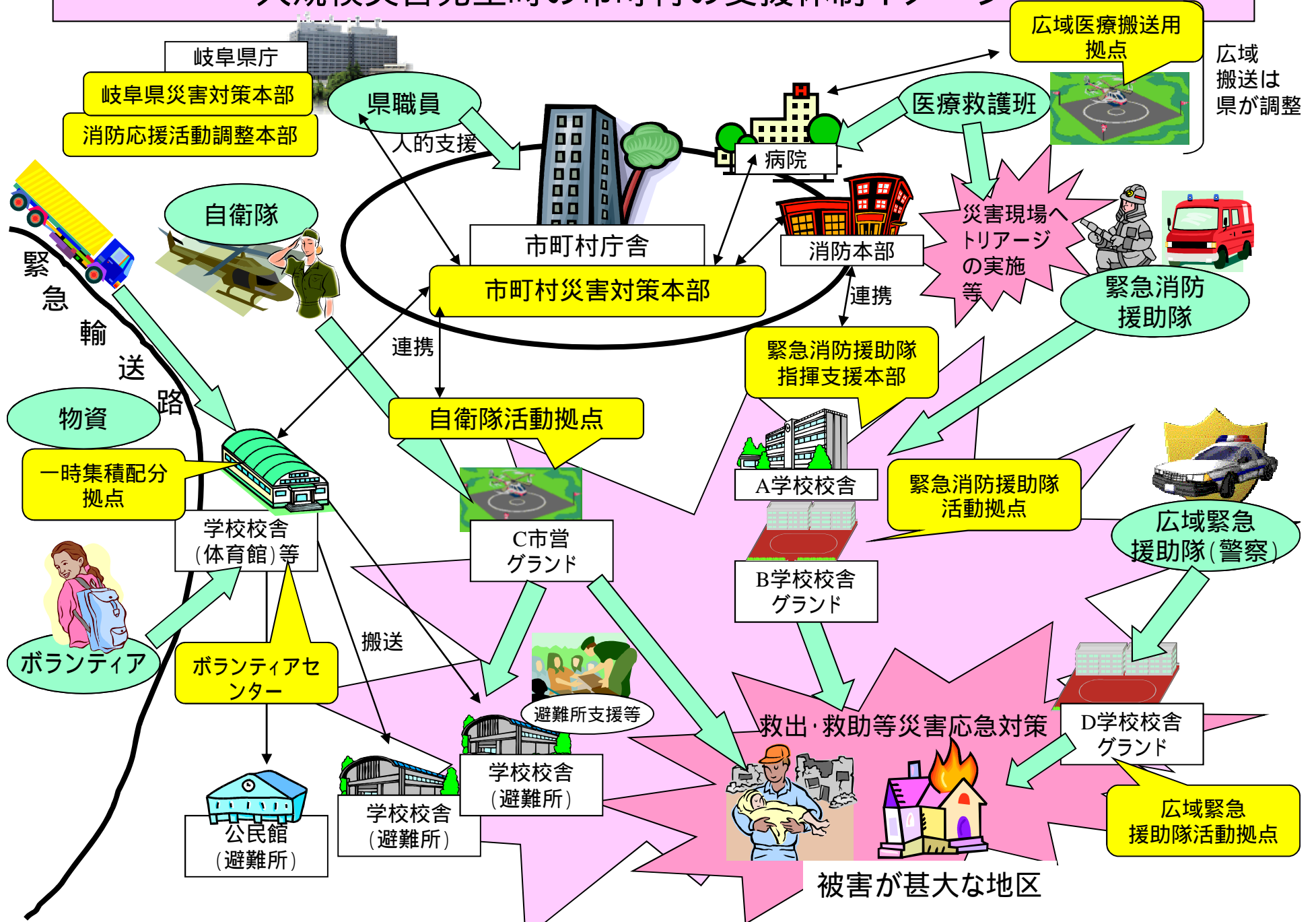
岐阜県災害時広域受援計画では、災害時において重要な役割を担う位置づけがされている医療機関と連携するヘリポートについて記載しています。



# ボランティア受入体制



# 大規模災害発生時の市町村の受援体制イメージ





## 岐阜県災害時広域受援計画について

岐阜県に大規模災害が発生した場合に想定される県外からの応援物資や警察、消防、自衛隊などの応援部隊の受け入れ体制について定め、効率的・効果的な災害応急対策の実施を図るため、県では岐阜県災害時広域受援計画を定めています。

## 岐阜県の防災拠点の現状

全市町村に応援部隊の活動拠点となる「活動拠点候補地」を249箇所指定。

全市町村に物流拠点となる「一時集積配分拠点」を119箇所指定。

市町村は、「活動拠点候補地」と「一時集積配分拠点」の中から、応援部隊の配置、支援物資の配分計画等に応じた拠点を定め、警察、消防、自衛隊の応援部隊及び支援物資を迅速かつ円滑に受け入れる体制を備える。

広域災害に対応するため「広域防災拠点」を6施設指定。






市町村は、あらかじめ指定した「活動拠点候補地」や「一時集積配分拠点」が活用できない場合や、指定した候補地や拠点では不十分な場合などには、県本部と調整し、「県広域防災拠点」等の活用を図る。

# 活動拠点候補地とは

## 1 要旨

市町村は、あらかじめ定めた活動拠点候補地から活動拠点を指定し、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、自衛隊の応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れ、効率的かつ効果的な救助・消火活動等の応急活動を実施する。249箇所を選定(1市町村で3～10施設)。

## 2 選定要件

救援物資の集積拠点機能	緊急消防援助隊の活動拠点(活動規模:消防車両25台、100人)	広域緊急援助隊(警察)の活動拠点	自衛隊災害派遣部隊の活動拠点(活動規模:1個連隊約400人)	広域医療搬送用拠点
(要件) 多数の大型トラック(10トントラック)の出入りが可能で荷物の荷さばきが可能なスペースを有する場所(約10,000～20,000㎡)	(要件) ・駐車場となる面積2,000㎡ ・野外宿泊に必要な面積1,000㎡以上(ただし、宿泊スペース:床面積620㎡が隣接している場合は不要)	(要件) ・駐車場となる面積500㎡以上 ・野外宿泊に必要な面積500㎡以上(ただし、宿泊スペース:床面積310㎡が隣接している場合は不要)	(要件) ・部隊の管理施設、野営施設、駐車場を展開できる面積15,000㎡以上	(要件) ・離着陸面として100m×100m以上 ・離着陸面の外側にトリアージや中継医療を行う施設(例:一時収容12人分で6m×6m テント4つ分)を展示できるスペースを有する。
				

本要件は内閣府「東南海・南海地震活動要領」に関する調査と同様のものです、関係機関の意見に基づくものです。(H17.2に各市町村毎に該当施設を抽出)

## 3 その他の条件(下記条件のそろっている施設ほど優先)

- ・ 非常用電源を備える施設
- ・ 市町村防災無線(非常用無線)を備える施設
- ・ 耐震性が確保されている施設
- ・ 市町村災害対策本部から近い施設
- ・ 第1次・2次緊急輸送道路沿いの施設

# 一時集積配分拠点とは

## 1 概要

震災時に緊急物資を迅速に避難所まで届ける手段として、阪神・淡路大震災の教訓から「一時集積配分拠点施設」を設置することとし、市町村と連携して119箇所を選定している(原則市2箇所、町村1箇所)。

## 2 役割

- ・ 道路の交通混乱を避け、被災地内の避難所等へ緊急物資を配送するための中継拠点
- ・ 被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの期間に限定して設置

## 3 取り扱い物資

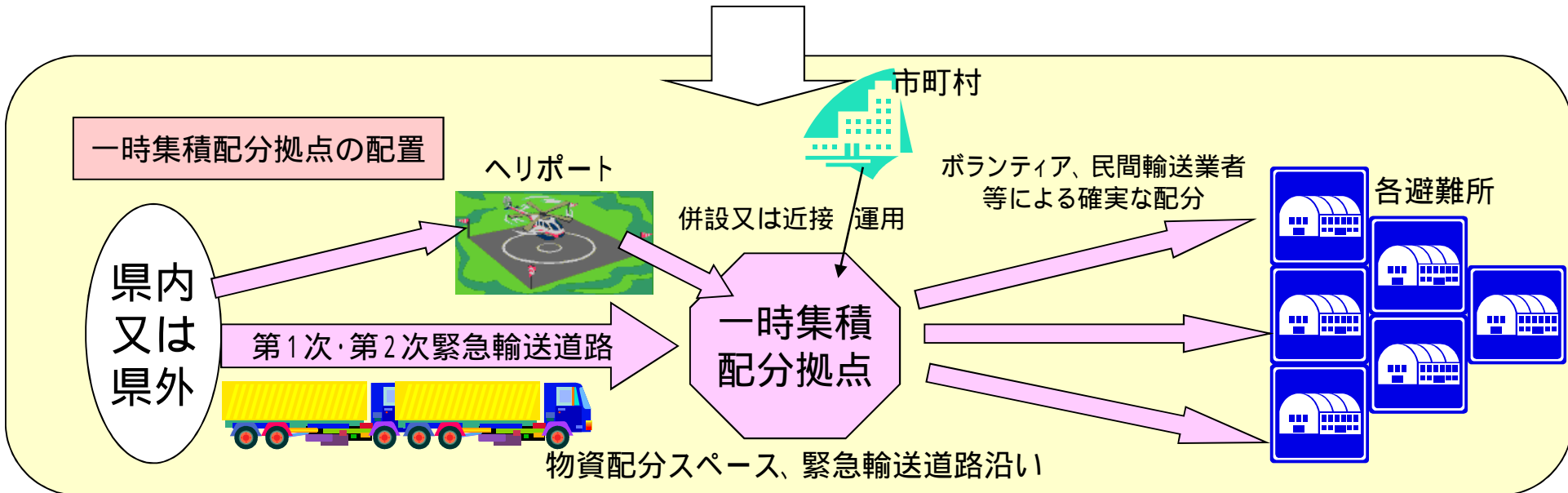
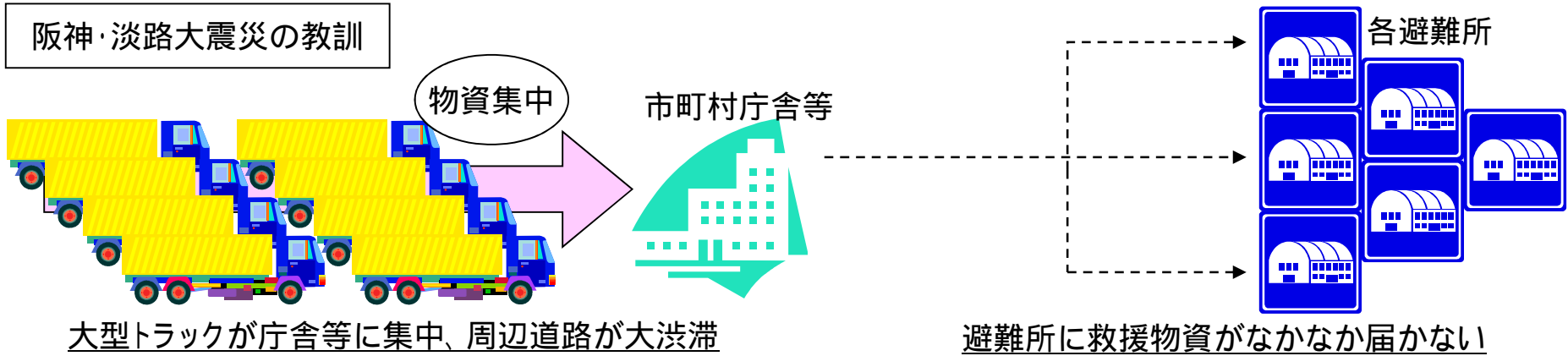
食料、医薬品、生活必需品等の被災者支援のために緊急に必要とされる物資

### 一時集積配分拠点における業務

一時集積及び分類      避難所等の物資需要情報の集約

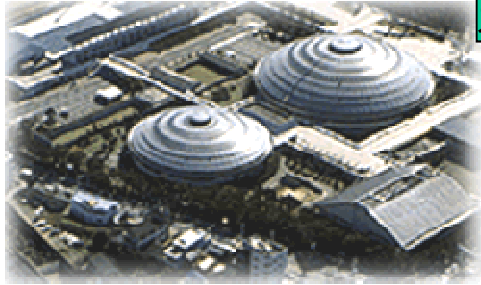
配送先別の仕分け      小型車両への積み替え、発送

# 一時集積配分拠点のイメージ



# 県の広域防災拠点(6施設)

岐阜：岐阜メモリアルセンター（岐阜市）



スポーツ健康課

飛騨：飛騨エアパーク



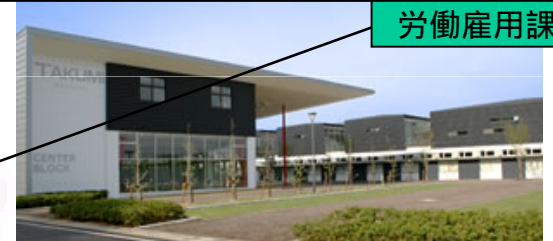
農地整備課

西濃：ソフトピアジャパン（大垣市）



情報産業課

中濃：国際たくみアカデミー（美濃加茂市）



労働雇用課

岐阜：県立看護大学（羽島市）



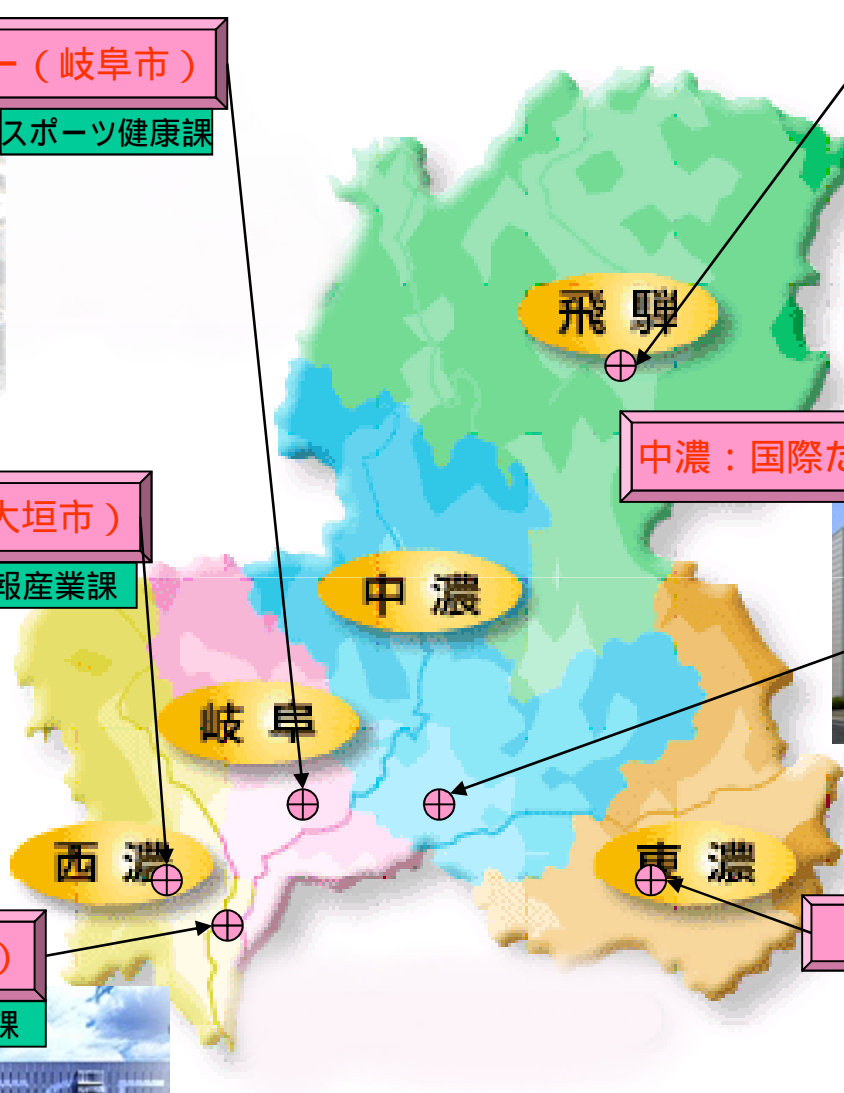
医療整備課

東濃：セラミックパークMINO



モノづくり振興課

岐阜羽島IC近接、駐車場、体育館設備



# 県の災害対策本部の体制

## 災害対策本部 本部員会議

### 緊急対策チーム

#### 指揮総括チーム(危機管理統括監)

- ・チーム総括 危機管理副統括監
- ・業務内容 災害対策本部の運営に関すること  
緊急対策チーム全体の指揮と総括に関すること  
県の対策の集約及び公表に関すること  
その他、対策の全体調整に関すること

- 各チーム(チーム長の設置:部長等)
- ・災害情報集約チーム(危機管理統括監)
  - ・ヘリ統制チーム(危機管理統括監)
  - ・避難所支援チーム(危機管理統括監)
  - ・職員派遣チーム(総務部長)
  - ・渉外チーム(総合企画部長)
  - ・医療救護チーム(健康福祉部長)
  - ・食料物資チーム(商工労働部長)
  - ・ライフライン・危険度判定チーム(都市建築部長)
  - ・交通対策チーム(県土整備部長)
  - ・被災者支援チーム(健康福祉部長)
  - ・県民相談チーム(環境生活部長)

専用の執務スペースを  
指定

各部・各班の  
任務のうち、  
特に重要な対策で  
横断的な調整を  
必要とするもの

各部・各班  
(各部局の所属)  
の任務  
東京事務所含む

「岐阜県災害対策本部に  
関する条例施行規則」  
「岐阜県地域防災計画」  
に定める。

連携

### 現地対策本部

震度6強以上の地震が発生:自動設置

支部(振興局等)

連携

